

安全保障理事会決議 2366 (2017)

2017年7月10日、安全保障理事会第7997回会合にて採択

安全保障理事会は、

コロンビア共和国における和平プロセスに対する安保理の完全な関与を再確認しそして安保理決議 2261 および 2307 (2016) を想起し、

2016年11月24日に、コロンビアのボゴタで署名された、コロンビア政府とコロンビア革命軍—人民軍 (FARC-EP) との間の「紛争を終わらせそして安定したまた永続する平和のための最終合意」(同最終合意) (S/2017/272)、および 2016年11月30日のコロンビア議会によるその採択を歓迎し、

決議 2261 (2016) により設立された国際連合コロンビアミッションにより検証された 2017年6月27日の FARC-EP による個々の武器の放棄の完了を歓迎し、

同最終合意の 6.3.3 節に従った、必要ならば更新可能な、三年の期間の第二次特別政治ミッションを要請しているコロンビア政府と FARC-EP を代表したコロンビア大統領からの 2017年6月7日付け書簡を認め、

コロンビア政府と FARC-EP による同最終合意の履行の重要性を強調しそして国際連合検証ミッションが、同最終合意の 6.3.3 節に従って行うことができる貢献を認識し、

国際連合憲章の諸目的および諸原則を再確認しまたコロンビアの主権、領土保全、政治的独立および統一を更に再確認し、

同最終合意の履行のコロンビアの主体的取組を認識し、

1. 国際連合事務総長特別代表により率いられた、12か月の当初期間の間、コロンビアにおける政治ミッション、国際連合コロンビア検証ミッション (同検証ミッション) を設立することを決定する。

2. 同検証ミッションは、同最終合意の 6.3.3 節において求められたように、FARC-EP の政治的、経済的および社会的再編入のプロセス、個人と集団の安全の保証の実施、および領域における共同体と組織のための安全と保護に関する包括的な計画を含む、同最終合意の 3.2 節と 3.4 節のコロンビア政府と FARC-EP による履行を検証するものとし、そして要求された地域的なまた現地の検証を含むべきことを更に決定する。

3. 同検証ミッションは、決議 2261 (2016) により設立された国際連合コロンビアミッションの職務権限の完了後直ぐの、2017 年 9 月 26 日に全ての検証活動を始めるものとし、そしてこのことは、第 1 項において規定された当初 12 か月の期間を始めることになることをまた決定する。

4. 同検証ミッションは、同最終合意により設立された関連する検証機関、とりわけ同最終合意のフォローアップ、促進および検証委員会、国内再編入協議会および安全の保証のための国内委員会と緊密に活動するものとするをまた決定する。

5. 同検証委員会に対し、自らの各々の職務権限に従って、コロンビアにおける国際連合国別現地チームの構成員と調整して活動することを要請する。

6. 事務総長に対し、現場におけるものを含めて、今準備を始めること、そしてこの決議の採択から 45 日以内に、同最終合意に適合して、同検証ミッションの規模および活動面並びに職務権限に関して安保理の審議と承認のため安全保障理事会に詳細な勧告を提出することを更に要請する。

7. 決議 2261 (2016) により設立された国際連合コロンビアミッションに対し、2017 年 9 月 25 日のその職務権限の完了までその現在の構成と能力の範囲内で 2017 年 6 月 23 日の事務総長報告書において定められたようなこの決議の第 2 項における検証ミッションが予想した暫定活動を始めることを更に要請する。

8. 事務総長に対し、特別代表の報告に基づいて、その検証活動の開始後 90 日毎に、同検証ミッションの職務権限の実施について安全保障理事会に報告することを更に要請する。

9. 当事者間の合意に基づいて同検証ミッションの職務権限を延長するためコロンビア政府と協働する安保理の意思を表明する。